

# 拠点校方式による 部活動※の実施について



湧水の妖精  
るるめちゃん

※拠点校方式による部活動（以下、「拠点校部活動」といいます）とは、市立中学校の生徒が専門的な指導を受けるため、在籍する学校から「拠点校」に集合して行う、新しい部活動の実施方法です。

拠点校部活動に参加して専門的な指導を受けてみませんか。

**拠 点 校** 中央中学校

**種 目** 陸上競技 （陸上競技については、実施要領第5(2)の規定によらず中体連への登録は在籍校が行います。）

**対 象** 市立中学校に在籍する生徒 （入部後に「日本陸上競技連盟」に登録します。）

**活 動 日** 水・土（火※・金※）（※任意の活動日）

**実施期間** 令和7年4月から令和8年3月まで

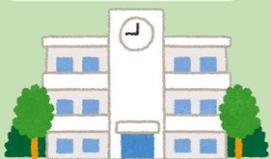
**参加手続**

東久留米市立中学校拠点校部活動**実施要綱**及び**実施要領**の内容に同意した上で、【**様式第1号**】を在籍校にご提出ください。参加の可否、活動開始日等は在籍校を通じてご連絡します。

**F A Q**

**よくあるご質問**を裏面に掲載

**活動イメージ**



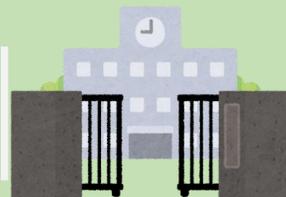
在籍する中学校

集合



拠点校となる  
中学校

集合



在籍する中学校

集合



在籍する中学校

集合



在籍する中学校

東久留米市ホームページから、**実施要綱**及び**実施要領**の確認や【**様式第1号**】のダウンロードが可能です



No.	ご質問	回答
1	拠点校部活動の対象となる生徒について、詳しく教えてください。	拠点校部活動に参加できる生徒は、次のとおりです。 (1) 在籍校に拠点校部活動で開設された部活動がない生徒 (2) 拠点校の活動方針等に従って活動できる生徒 (3) 拠点校の学校長が入部を受理した生徒 (4) 拠点校への移動に教師の引率が不要な生徒
2	拠点校部活動で活動できる期間はいつまでですか。	拠点校部活動は在籍校の校長が受理を認めた日から、その年度末までを入部期間とするため、活動できる期間も同様です。 拠点校部活動が翌年度も継続する場合は、継続して活動することが可能です。
3	拠点校への連絡や拠点校からの連絡は、どのように行いますか。	拠点校への連絡は保護者が行います。特に遅刻や欠席する際は確実にご連絡ください。突然の欠席や遅刻の連絡方法は、生徒が一人1台端末（GIGA端末）から行うこともできます。詳細は拠点校から連絡します。 天候不良で活動を中止する場合などの連絡も、拠点校から一人1台端末にて行います。
4	拠点校に集合する際の移動手段について教えてください。	移動手段は徒歩、公共交通機関、 <u>自転車※</u> 、保護者による送迎のいずれかとなります。 移動に係る経費は保護者負担です。自転車の使用は、自宅と拠点校の往復のみ可能です。 <u>※自転車の使用は拠点校に在籍する生徒を除きます。</u> また、ヘルメット着用、保険への加入を推奨します。
5	拠点校に移動する際の事故や、活動中のけがに対しては、どのように対応していただけますか。	移動中及び活動中の事故やけがの対応は、原則拠点校が行います。 お子様が在籍する学校は、拠点校に対して健康面での配慮事項や部活動を指導する上で参考となる情報を提供します。 事故やけがなどに関して独立行政法人日本スポーツ振興センターへの請求手続きは、在籍校が行います。
6	令和7年度以降に、陸上競技以外の拠点校部活動は開設されますか。	教育委員会の方針として、拠点校部活動は段階的・継続的に数を増やしていき、様々な競技及び文化・芸術活動において、生徒が専門的な指導を受けられるよう、関係学校等と検討してまいります。

